

### 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 〒

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

【参考】 添付書類及び図面（施行規則第十条の二十二第三項）

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
  - 2 変更に係る事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては，周囲の地形地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第 15 条第 1 項の許可を受けた施設である場合を除く。）
  - 3 申請者が 2 に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には，使用する権原を有すること）を証する書類
  - 4 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には，変更に係る当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
  - 5 当該変更に係る事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
  - 6 当該変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
  - 7 申請者が法人である場合には，直前 3 年の各事業年度における貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書その 1）
  - 8 申請者が個人である場合には，資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書その 1）
  - 9 申請者が法人である場合には，定款又は寄附行為（原本証明を行うこと。）及び登記事項証明書
  - 10 申請者が個人である場合には，住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）
  - 11 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
  - 12 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合には，その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては，その役員を含む。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には，その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）
  - 13 申請者が法人である場合には，役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
  - 14 申請者が法人である場合において，発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは，これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には，登記事項証明書）
  - 15 申請者に令第 6 条の 10 に規定する使用人がある場合には，その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ※ 1 申請者は，直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは，7 及び 9 に掲げる書類に代えて，当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。
- ※ 2 申請者は，その内容に変更がない場合に限り，1 から 4 までに掲げる書類又は図面の添付を要しない。



## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄